

## 令和8年度 長崎県立大学における教員評価結果（令和7年度実績）

長崎県立大学では、教員評価の実施に関する基本方針に基づき、大学の教育・研究等の一層の向上と活性化を図るため、毎年度教員評価を実施しています。

令和8年度（令和7年度実績）の評価結果及び各領域における状況は以下のとおりです。

### Ⅰ. 教員評価の実施概要

基本方針：<https://sun.ac.jp/files/libs/56582/202304031604071362.pdf>

#### 【評価の対象】

大学に所属する専任の教授、准教授、講師、助教のうち副学長を除く者。

#### 【評価項目・評価期間】

評価項目：「教育」、「研究」、「社会貢献」、「大学の管理・運営」の4領域に係る教員の諸活動について、多面的に評価する。

評価期間：「教育」、「社会貢献」、「大学の管理・運営」に係る活動については毎年度過去1年度分、「研究」に係る活動については原則として毎年度過去2年度分とする。

#### 【評価方法】

- ① 対象者は、毎年4月に教員評価調査票及び根拠となる資料を学部長に提出する。
- ② 学部長は「教員評価実施基準」等に基づき4領域ごとに総計ポイントを算定し、学部教員評価委員会の検討を経て5段階の一次評価を決定する。
- ③ 学長は、学部長が行った一次評価を精査するとともに学長による評価を実施し、大学教員評価委員会の検討を経て、5段階の最終個人評価を決定する。

- （5段階評価）
- ・評価5 特に優れている
  - ・評価4 優れている
  - ・評価3 水準に達している
  - ・評価2 改善の余地がある
  - ・評価1 問題があり改善を要する

#### 【評価結果の活用方法】

- ① 教員は、教員評価調査票の作成及び評価結果により、自己の活動状況を点検評価し、その改善に努める。
- ② 学長及び学部長は、特に高い評価を受けた教員に対し、その活動の一層の向上を促すために、適切な措置を講じる。

- ③ 学長及び学部長は、「問題があり改善を要する」と評価された教員に対しては、改善すべき点を明らかにし、適切な指導・助言を行う。
- ④ 学長及び学部長は、全学及び学部における教員評価結果をとりまとめ、全学及び学部の「教育」、「研究」、「社会貢献」、「大学の管理・運営」の改善に活用する。
- ⑤ 学長は、評価結果を教育研究費の配分に反映させる。
- ⑥ その他の評価結果の活用（教員の昇任、再任、給与等）については長崎県公立大学法人教員業績評価規程（平成 20 年規程第 73 号）（以下「教員業績評価規程」という。）に定めるところによる。

## 2. 評価結果（令和7年度実績）

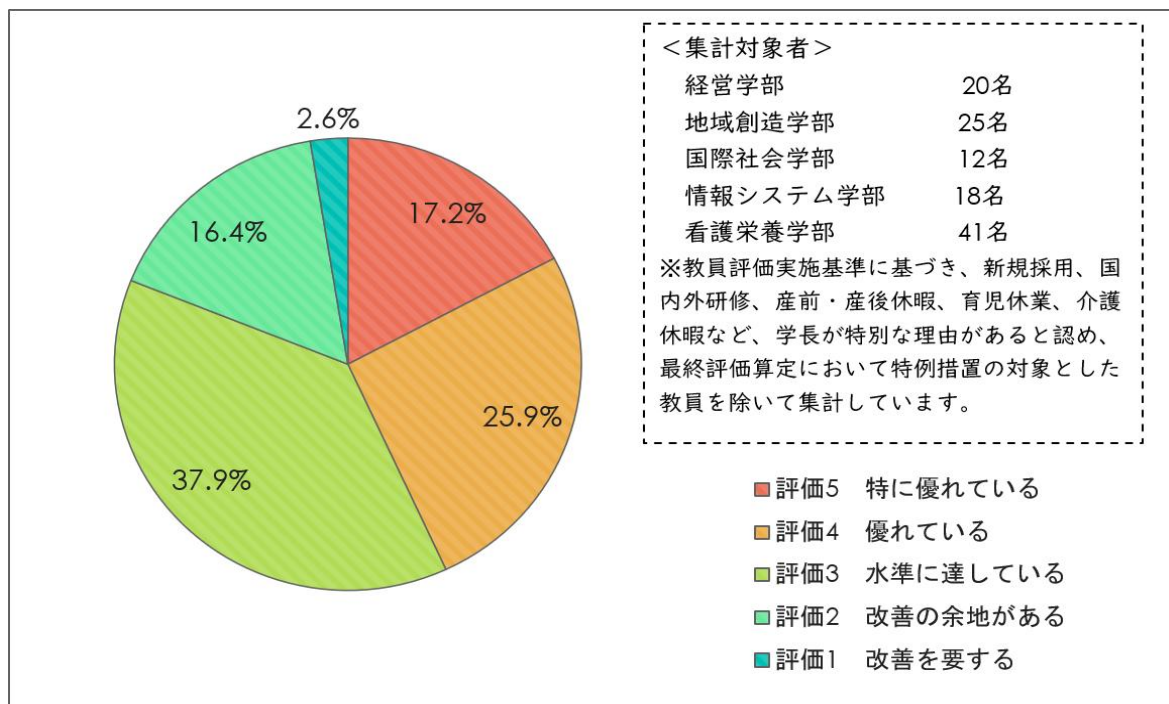
今回の結果は次の通りでした。

領域ごとに評価の項目やポイントが異なりますので、単純に領域間の比較をすることはできません。

各教員が、教員評価調査票の作成及び評価結果により自己の活動状況を点検評価し、改善に努めることを期待しています。

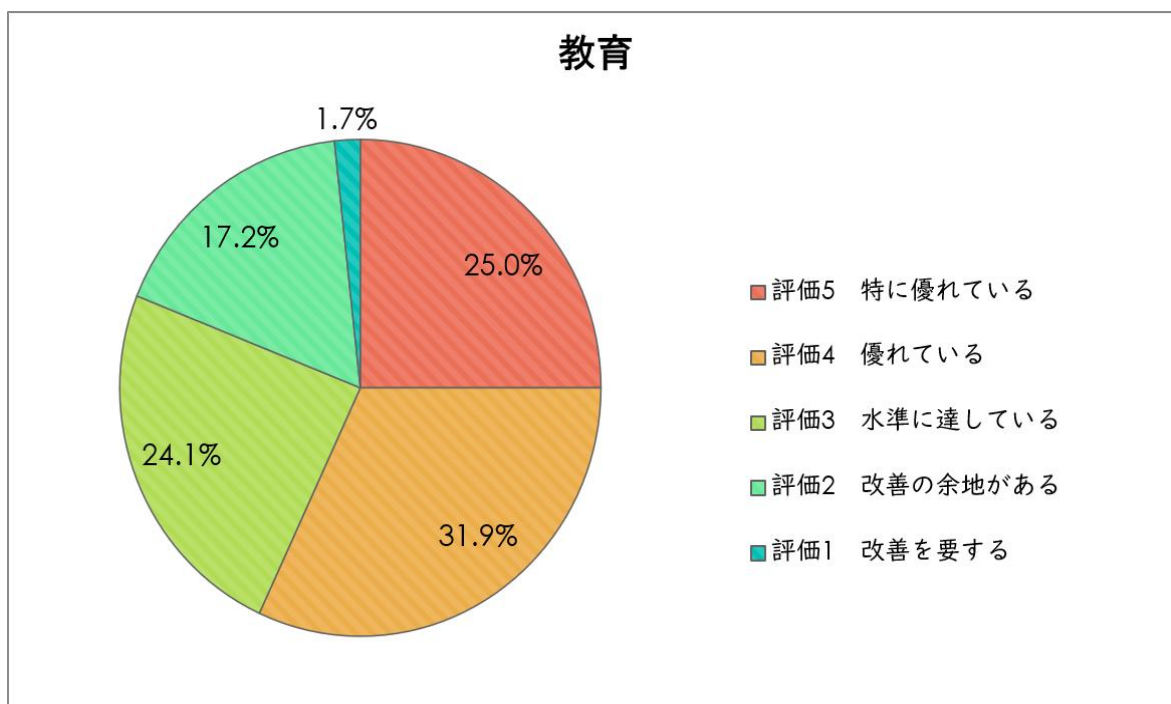
### ●最終評価結果

※最終評価結果は4領域の評価に加え、学長による評価・大学教員評価委員会における検討を経て決定しています。

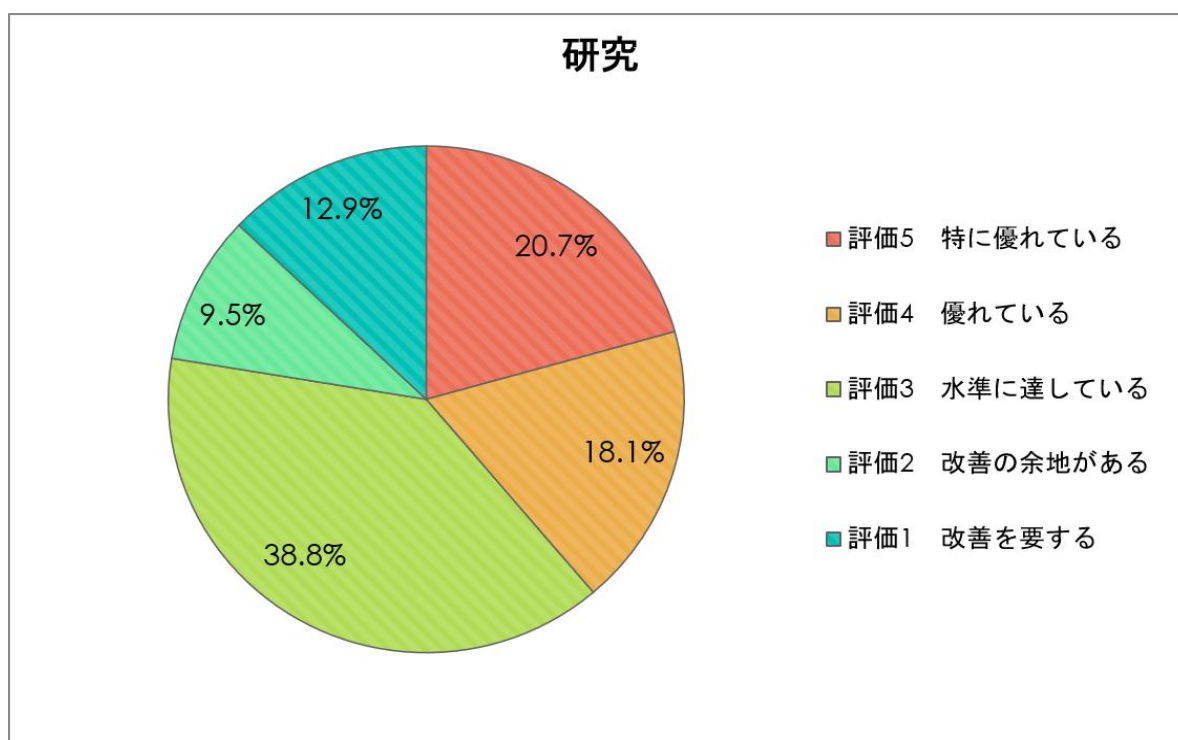


●領域別評価結果

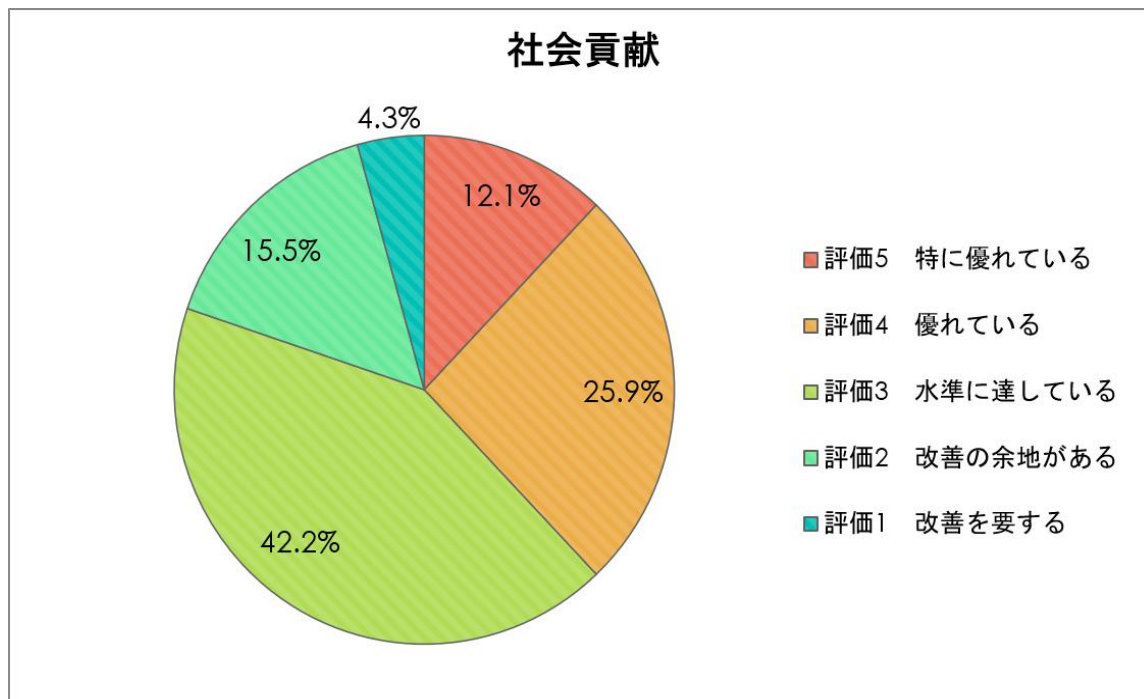
＜＜教育領域＞＞



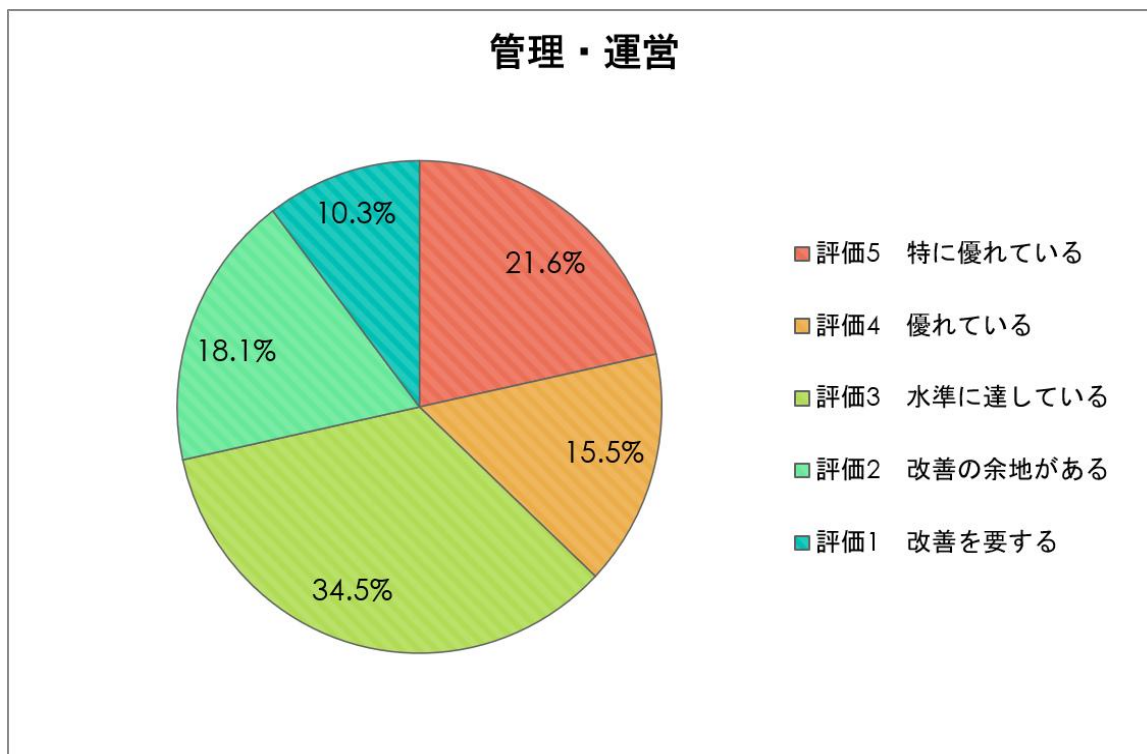
＜＜研究領域＞＞



「社会貢献領域」



「管理・運営領域」



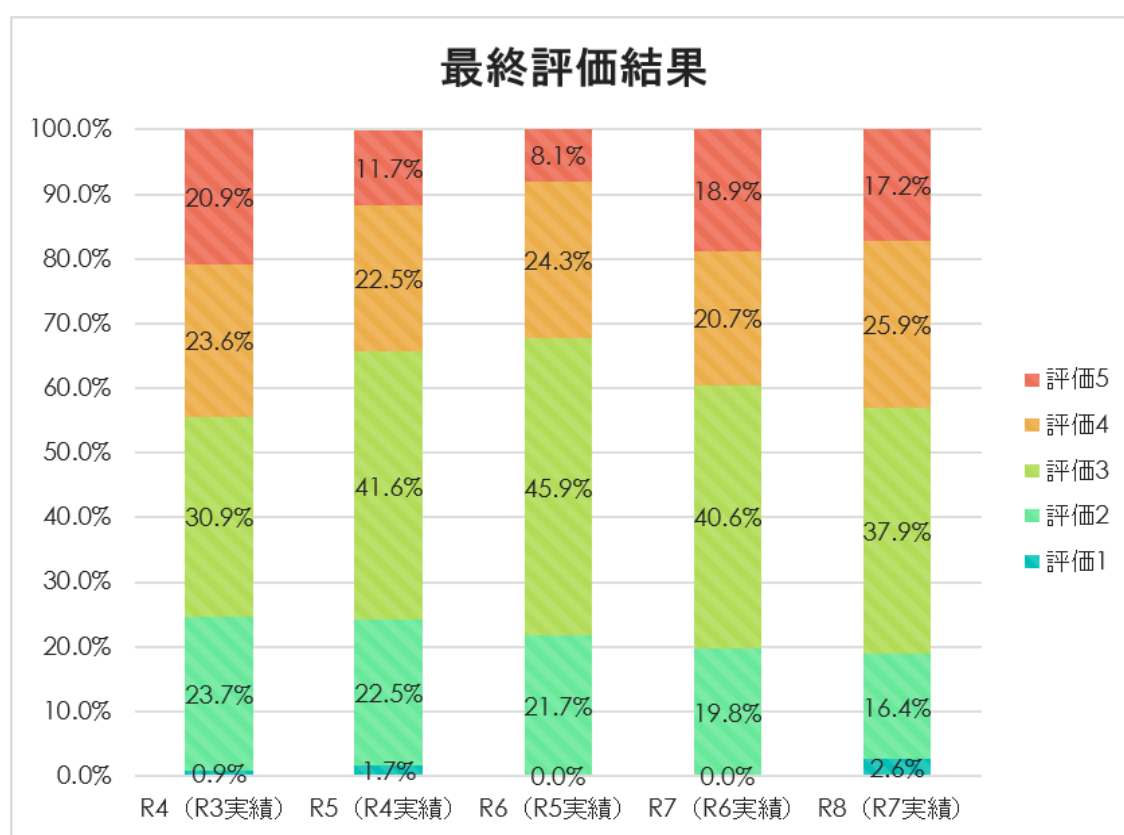
### 3. 評価結果（各年比較）

最終評価結果及び領域別評価結果について、最近 5 年間の経年変化を示したのが以下のグラフです。

この間、評価方法の基本的な部分は概ね踏襲し、ある程度の継続性をもって実施してきました。一方で、採用・退職等により年度によって対象者が変わりますし、評価項目と評価ポイントも毎年度見直しを行っています。したがって、単純に比較することはできませんが、大きな傾向を見ることはできると思います。

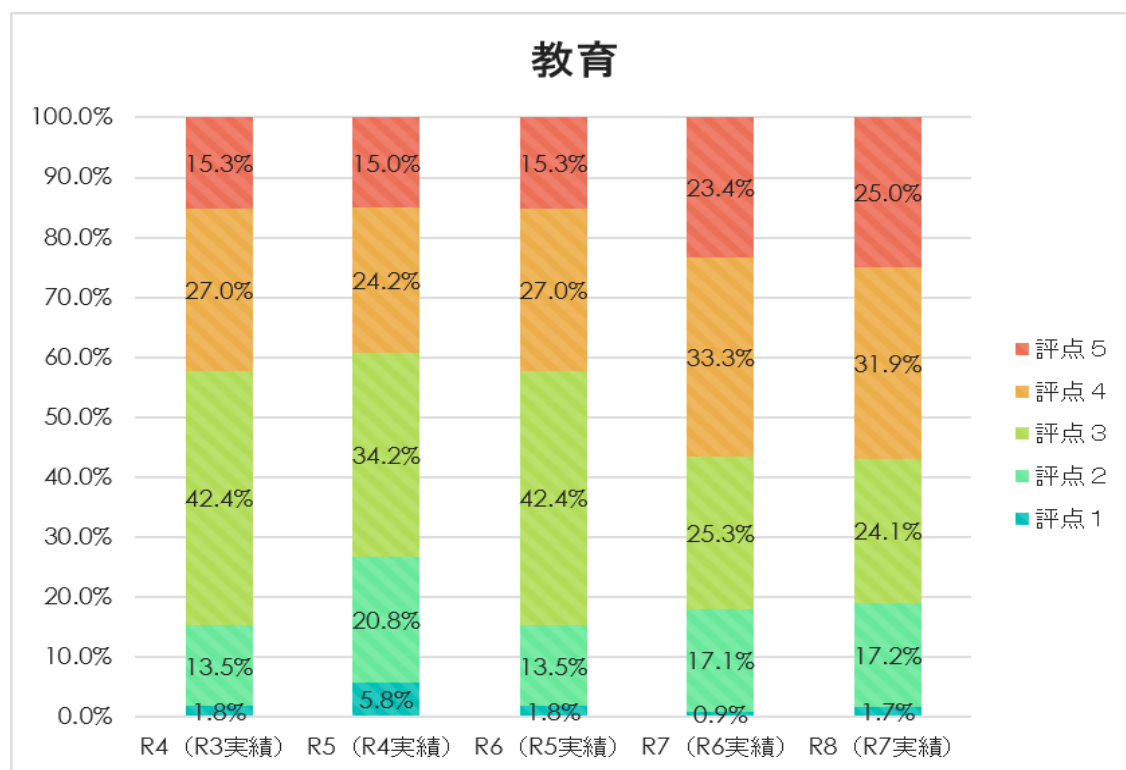
今後とも、教育、研究、社会貢献、大学の管理・運営の各領域も含め、一層の向上を図っていくことが重要と考えています。

#### ●最終評価結果

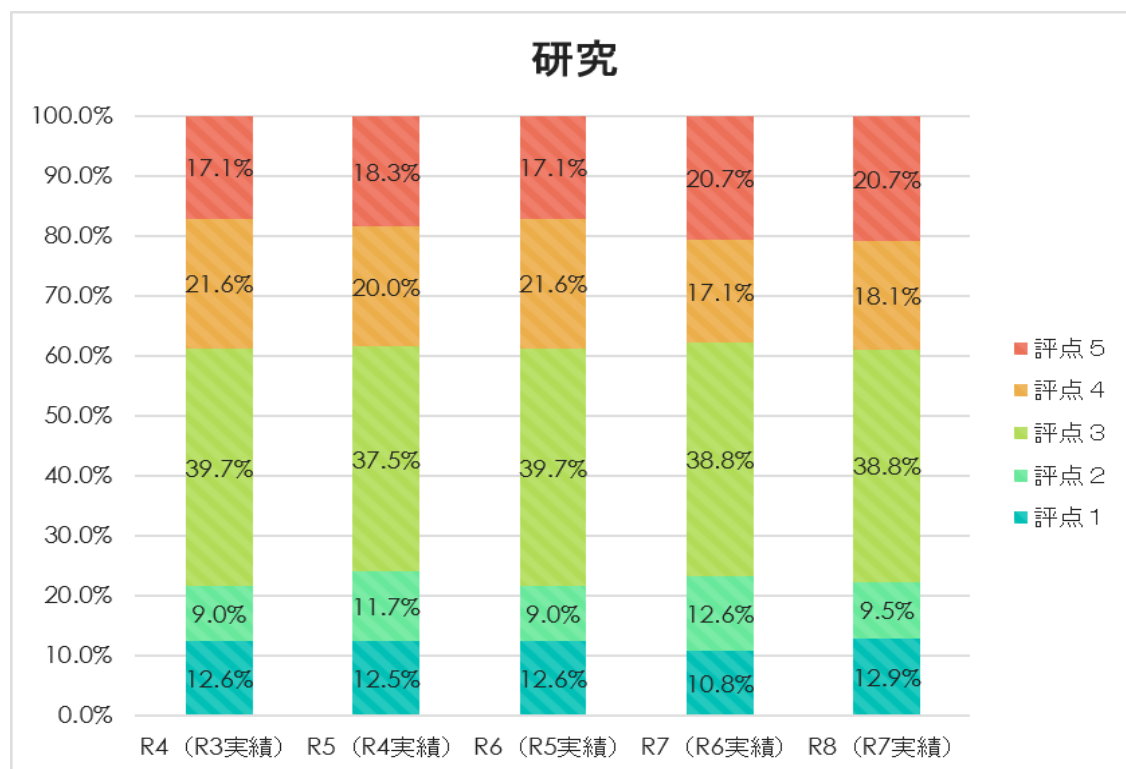


●領域別評価結果

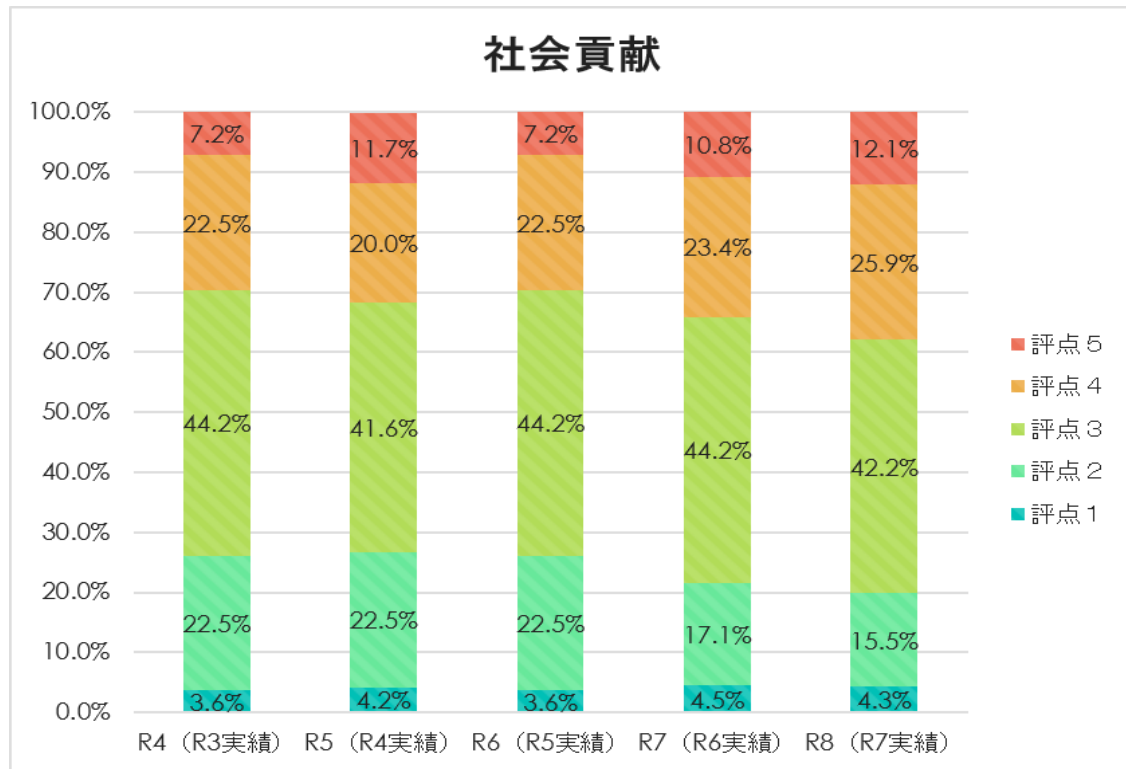
＜＜教育領域＞＞



＜＜研究領域＞＞



「社会貢献領域」



「管理・運営領域」

